



保険金等を漏れなく
お受取りいただくために



「ご契約内容の内訳」とあわせて、以下についてご確認ください。

ステップ

1

以下の項目に該当しませんか？

1

所定のがん検診を受け
通院・入院した

2

ケガや病気で
入院・手術・治療
をした

3

所定の疾病に
罹患・治療した

4

所定の
がん（悪性新生物）・
急性心筋梗塞・脳卒中
になった

5

所定の身体障がい状態
になった

6

所定の要介護状態・
認知症になった

ステップ

2

ステップ1に該当すると思われる場合、以下のご請求の漏れやすいケースをご確認ください。

- 所定のがん検診を受け、要精密検査または要治療と診断され、がん検診受診日から180日以内に通院または入院をしたが、「がん要精検後検査等給付金(*)」を請求していない。
- 「がん要精検後検査等給付金」の支払事由に該当した翌年度（4月1日～3月31日）以降に、再度支払事由に該当したが、「がん要精検後検査等給付金」を請求していない。

- 入院途中で入院給付金・収入サポート給付金(*)（以下、入院給付金等）を請求した。または、退院し入院給付金等を請求した後に新たな入院をしたが、その後の入院給付金等を請求していない。
- 他の病院に転院したが、転院前または転院後の入院給付金等を請求していない。
- 入院を伴わない手術をしたが、（外来）手術給付金を請求していない。

- 所定の疾病に該当したが「特定重度疾病保険金(*)」「特定疾病診断保険金(*)」を請求していない。

- 所定のがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中に該当したが、「3大疾病保険金(*)」を請求していない。

- 1級～3級の身体障害者手帳の交付を受けたが、「身体障がい保険金(*)」「第1回生活サポート年金・初期サポート保険金(100) (*)」を請求していない。
- 4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けたが、「初期サポート保険金(50) (*)」を請求していない。

- 所定の要介護状態（常時寝たきりで、食事や入浴、衣服の着脱に他人の介護を要する状態等）が180日以上継続したが、「介護保険金(*)」「第1回生活サポート年金・初期サポート保険金(100) (*)」を請求していない。
- 要介護2～要介護5の認定を受けたが、「介護保険金(*)」「第1回生活サポート年金・初期サポート保険金(100) (*)」を請求していない。
- 要介護1の認定を受けたが、「初期サポート保険金(50) (*)」を請求していない。
- 所定の認知症・軽度認知障がい（認知機能の低下はあるものの日常生活は正常に行える状態）と診断確定されたが、「認知症（軽度認知障がい）診断保険金(*)」を請求していない。

* 詳細は、「主な保険金・給付金のお受取りの対象となる状態について」または「当社ホームページ」をご覧ください

7

以下のご請求の漏れやすいケースについても、ご確認ください

- リビング・ニーズ特約に加入しており、余命6ヶ月以内と判断されるが「リビング・ニーズ特約の特約保険金」を請求していない。
- 死亡保険金を請求したが、被保険者がお亡くなりになる前の入院・手術について、給付金を請求していない。
- 入院総合保険または総合医療保険（特約）に加入しており、骨髓ドナー（提供者）となって「骨髄幹細胞の採取術」を受けたが、給付金を請求していない。
- 複数の契約に加入しているが、一部の契約のみ請求しており、全ての契約について請求していない。
- ケガにより骨折・関節脱臼・腱の断裂をしたが、「特定損傷給付金」を請求していない。
- 保険料払込免除特約に加入しており、④または所定の身体障がい状態（身体障害者手帳1～3級）、所定の要介護状態（要介護2以上等）など、保険料のお払込みが免除となる状態に該当したが、請求していない。
- ニッセイこどもの保険に加入しており、ご契約者がお亡くなりになったが、育英年金等を請求していない。
- ニッセイ学資保険に加入しており、ご契約者がお亡くなりになったが、保険料のお払込みの免除を請求していない。

ステップ

3

記載内容に該当すると思われたら

「ご契約内容の内訳」に記載された保障内容をご確認いただき、お受取りの可能性があると思われる、あるいは判断に迷う場合には、お気軽に担当者または表紙に記載の保険金・給付金ダイヤルにご連絡ください。

保険金等のご請求はお客様からのご連絡が大切なきっかけとなります。

○支払事由に該当する保障がない場合、または保障があっても諸条件に合致しない場合は、ご請求の対象となりませんのでご注意ください。

